

【参考資料 2】
（参考）子ども家庭福祉分野の認定資格取得者に求められる専門性等について

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

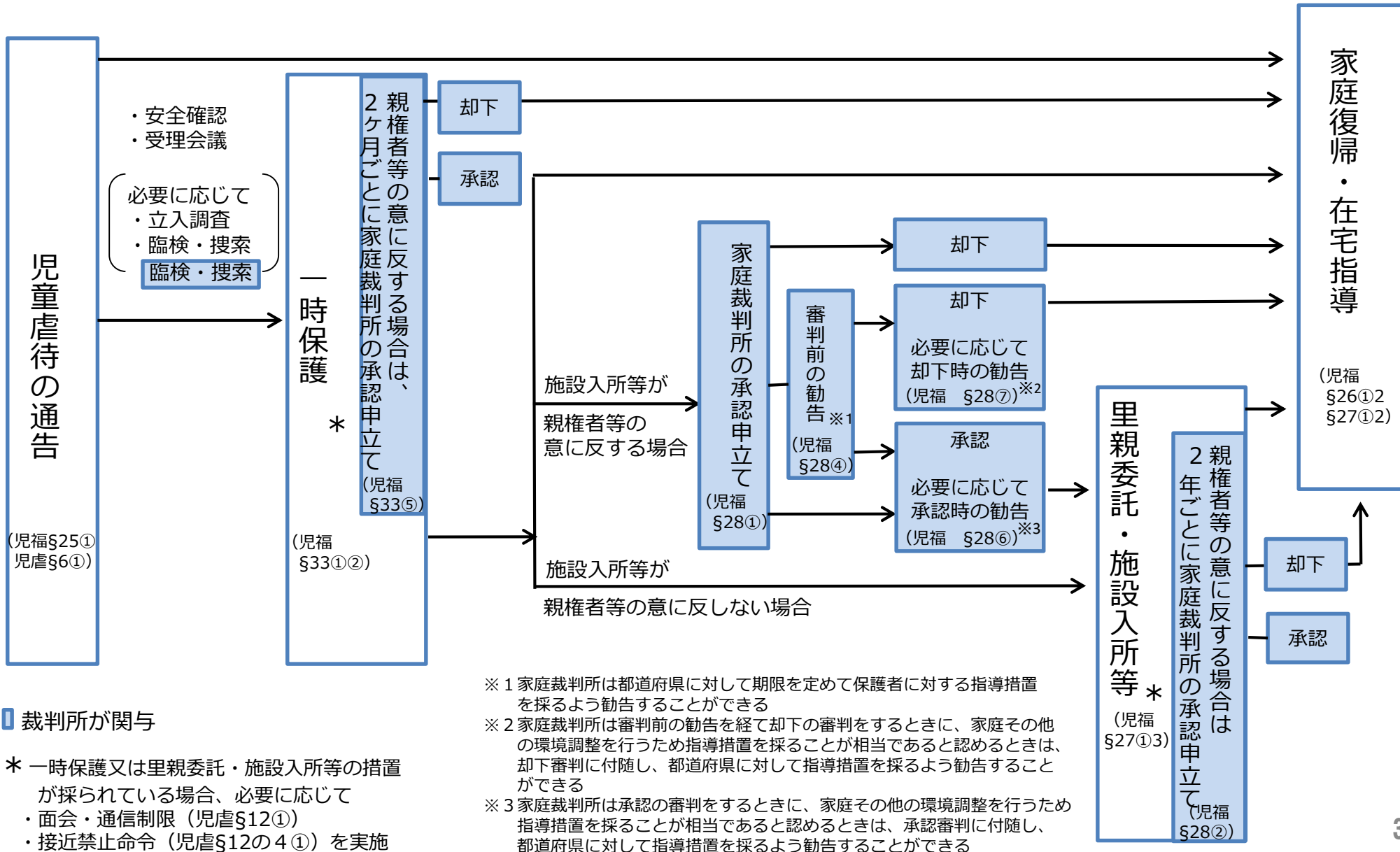
児童相談所

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

児童虐待対応の基本的な流れ（イメージ）



裁判所が関与

- * 一時保護又は里親委託・施設入所等の措置が採られている場合、必要に応じて
- ・面会・通信制限（児虐§12①）
 - ・接近禁止命令（児虐§12の4①）を実施

- ※1 家庭裁判所は都道府県に対して期限を定めて保護者に対する指導措置を採るよう勧告することができる
- ※2 家庭裁判所は審判前の勧告を経て却下の審判をするときに、家庭その他の環境調整を行うため指導措置を採ることが相当であると認めるときは、却下審判に付随し、都道府県に対して指導措置を採るよう勧告することができる
- ※3 家庭裁判所は承認の審判をするときに、家庭その他の環境調整を行うため指導措置を採ることが相当であると認めるときは、承認審判に付随し、都道府県に対して指導措置を採るよう勧告することができる

児童福祉司の概要

※下線は、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)による改正

1 児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。（児童福祉法第13条第1項等）

2 児童福祉司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

（1）子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること

（2）必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

（3）子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと

（4）子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

3 児童福祉法第13条第3項に基づく任用の要件

○都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

○大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの

○医師 ○社会福祉士 ○精神保健福祉士 ○公認心理師

○社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

○上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

4 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第13条第8項）

5 人数等

○ 全国の児童相談所に 5, 168名（令和3年4月1日現在、任用予定含む）配置されている。

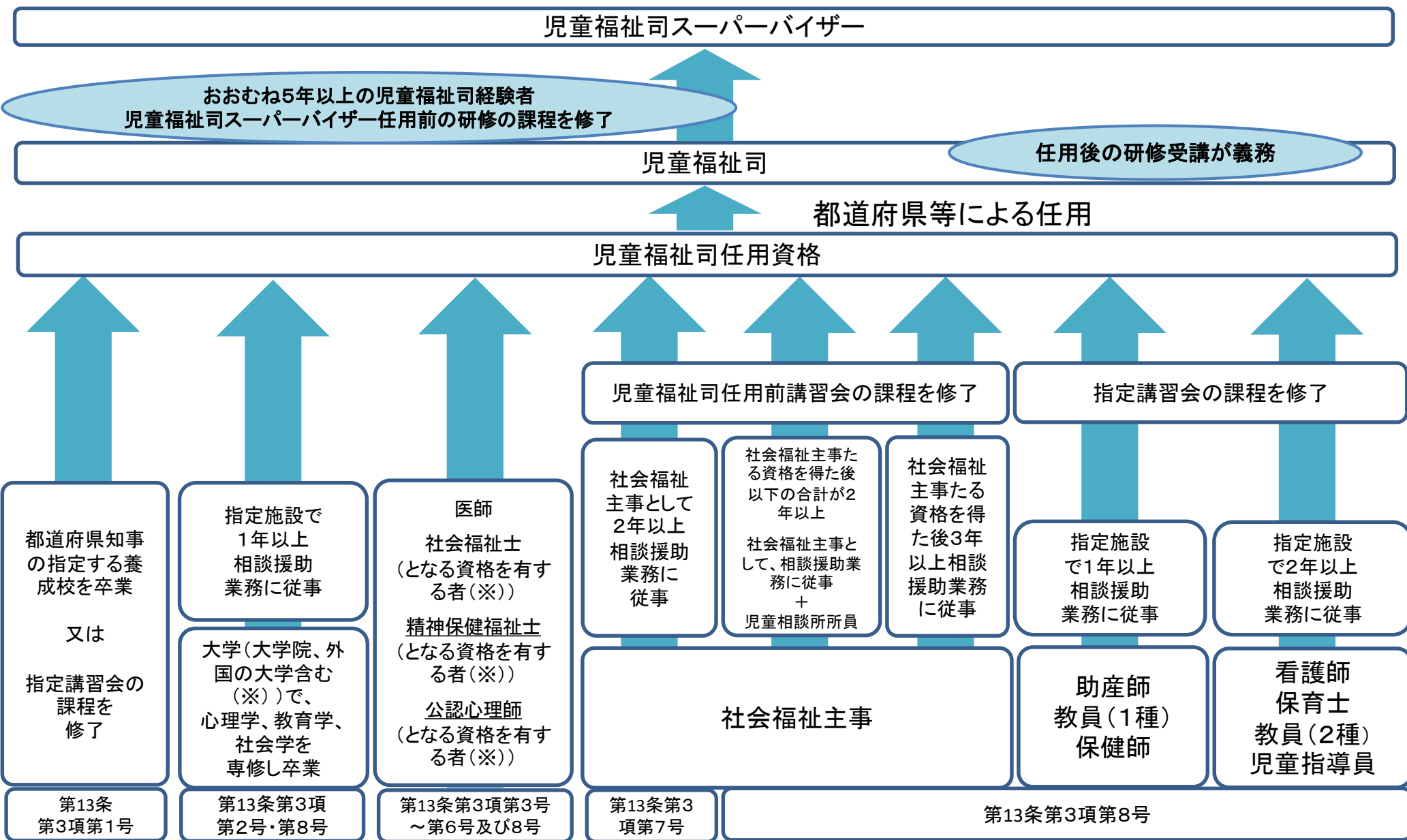
○ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定める。（児童福祉法第13条第2項）

※政令で定める基準：児童福祉司は、各児童相談所の管轄地域の人口3万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。（令和4年度までの間は経過措置を設ける。）

児童福祉司の任用資格取得過程

令和4年4月以降

※下線は、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）による改正



※第13条第3項第8号に該当。

児童福祉司の任用要件

基礎資格	医師 社会福祉士 精神保健 福祉士 公認心理師	都道府県 知事の指定する養 成校を卒業 又は 都道府県 知事の指定する講 習会の課程を 修了した者	大学で 心理学、 教育学、 社会学を 専修し卒業	助産師 教員(1種) 保健師	看護師 保育士 教員(2種) 児童指導員	社会福祉主事(※1)		
実務経験	—	—	相談援助業 務 (指定施設で 1年以上)	相談援助 業務 (指定施設で 1年以上)	相談援助 業務 (指定施設で 2年以上)	児童福祉 事業 (2年以上 (※2,3))	児童福祉事業 ＋ 児童相談所 所員経験 (合計2年以上 (※4))	児童福祉 事業 (3年以上 (※4))
講習会の 要否	—	—	—	○ (指定講習会)		○ (児童福祉司任用前講習会)		
人数 5,168人 (100%)	2,557人 (49.5%)	325人 (6.3%)	1,415人 (27.4%)	297人 (5.7%)		574人 (11.1%)		

※1 社会福祉主事：年齢20歳以上の者で以下のいずれかに該当するもの

① 大学、高等学校、専門学校において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

(社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学のうち3科目以上)

② 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

③ 社会福祉士

④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

⑤ 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

※2 社会福祉主事としての経験

※3 令和4年4月1日以降は「相談援助業務」が任用要件となる。 ※4 社会福祉主事たる資格を得た後の経験

児童福祉司任用資格に係る厚生労働省令で定める指定施設(法第13条第3項第2号)

児童福祉法第13条第3項第2号の規定により、大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したものは、児童福祉司任用資格の1つとなっている。
当該指定施設は次のとおりである。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

1. 地域保健法の規定により設置される保健所
2. 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
3. 医療法に規定する病院及び診療所
4. 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
5. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
6. 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
7. 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
8. 売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
9. 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所
10. 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
11. 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター
12. 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
14. 前述に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

(2) 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

1. 精神科病院
2. 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。)
3. 地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター
4. 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。)又は障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
5. 医療法に規定する病院又は診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。)
6. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
7. 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
8. 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
9. 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
10. 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
11. 法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法に規定する更生保護施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
12. 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
14. 前述に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

(3) 上記(1)(2)に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

児童福祉法に規定する保育所並びに都道府県及び市町村(特別区含む。)(児童家庭相談業務を行う部署に限る。)

児童福祉司任用資格に係る相談援助業務の範囲（法第13条第3項第2号）

児童福祉法第13条第3項第2号の規定により、大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したものは、児童福祉司任用資格の1つとなっている。
当該相談援助業務の範囲は次のとおりである。

「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」（平成29年3月31日雇児発0331第43号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）

○ 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日 社庶第29号）

○ 指定施設における業務の範囲等について（平成23年8月5日障発0805第4号）

によるほか、

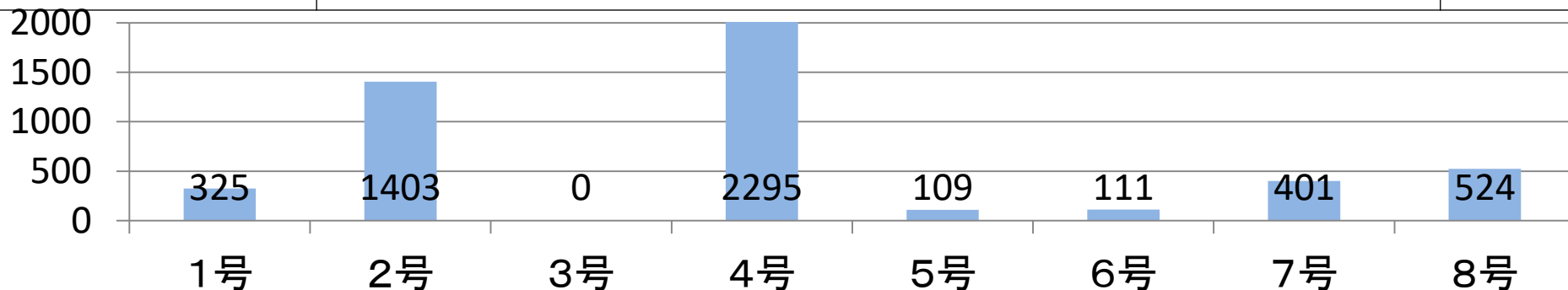
- （1） 指定施設に配置された保育士であって、保護者に対する相談、助言若しくは指導又は援助を行うための関係者との連絡、調整等の業務に年間を通じた勤務時間の概ね5割以上従事したもの
- （2） 児童自立支援施設に配置された児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第80条に規定する児童生活支援員
- （3） 乳児院等に配置された「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」（平成16年4月28日付け雇児発第0428005号）に規定する家庭支援専門相談員
- （4） 都道府県又は市町村（特別区を含む。）（児童家庭相談業務を行う部署に限る。）の職員であって、保護者に対する相談、助言若しくは指導又は援助を行うための関係者との連絡、調整等の業務に年間を通じた勤務時間の概ね5割以上従事したもの

令和3年度児童相談所の体制整備状況等の調査結果(詳細版)

(1) 児童福祉司の現状

① 児童福祉司の各任用区分の人数

児福法第13条第3項	内容	人数
1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者	325
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの	1,403
3号	医師	0
4号	社会福祉士	2,295
5号	精神保健福祉士	109
6号	公認心理師	111
7号	社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの	401
8号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの	524
計		5,168



※令和3年4月1日時点の人数（所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を含む。）

指導教育担当児童福祉司（スーパーバイザー）の概要

※下線は、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）による改正

1 スーパーバイザーの位置づけ

他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（児童福祉法第13条第5項）

2 スーパーバイザーの主な業務内容（児童相談所運営指針）

児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

3 スーパーバイザーの要件

- ・ 児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。（児童福祉法第13条第6項）
- ・ 厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない。（令和4年4月1日施行）

4 スーパーバイザー任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第13条第9項）

※ 「児童福祉司」は、スーパーバイザーを含む

5 人数等

- 全国の児童相談所に919名（令和3年4月1日現在）配置されている。
- 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の数は、政令で定める基準※を参酌して都道府県が定める。

（児童福祉法第13条第7項）

※ 政令で定める基準：指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の数は、児童福祉司（スーパーバイザー以外）5人につき1人以上であること 【参酌基準】（児童福祉法施行令第3条第2項）

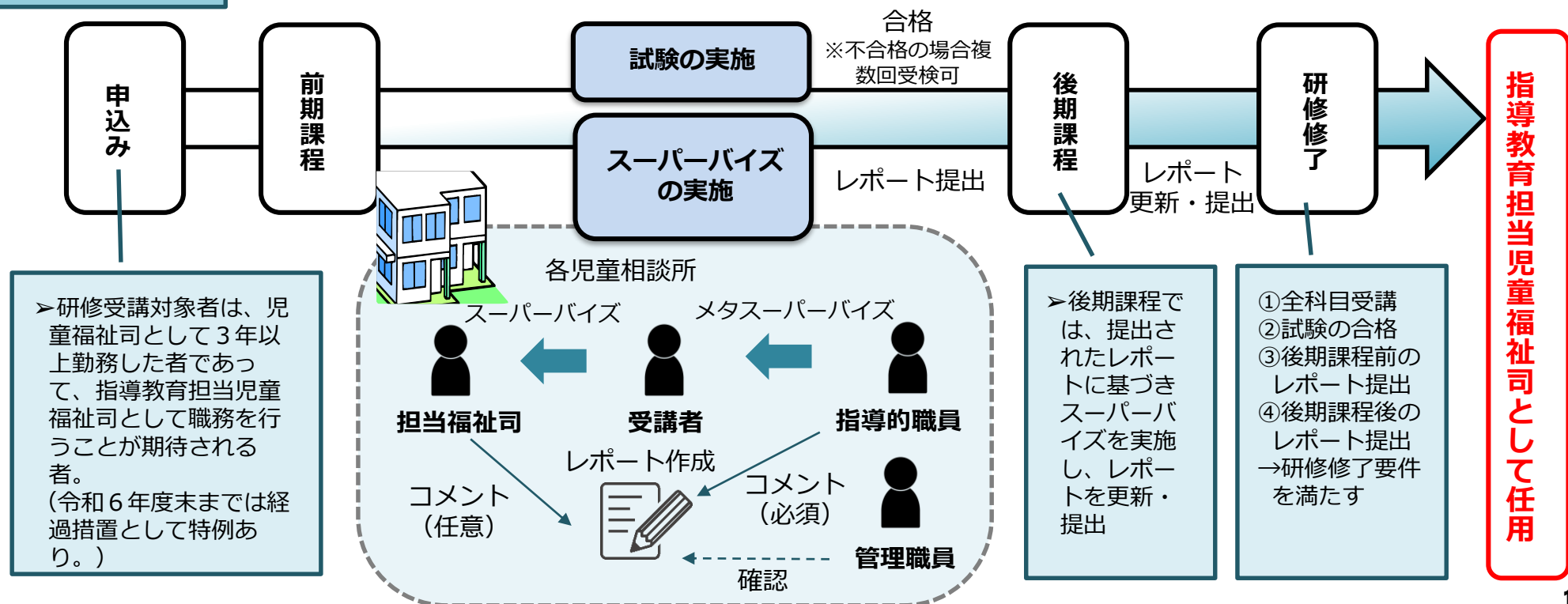
令和4年4月以降の指導教育担当児童福祉司の任用前研修の取扱い等について【概要】

(令和3年8月27日付け子家発0827第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

1. ポイント

- (1) 令和4年4月1日以降に任用される指導教育担当児童福祉司は、任用前に研修を受講する必要があること。
ただし、令和3年度末までに任用後研修を修了した者は、令和4年4月1日時点で任用前研修を受講したものとみなして指導教育担当児童福祉司として任用することができること。
- (2) 任用前研修の受講対象者は「児童福祉司として3年以上勤務した者であって、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者」とすること。
ただし、令和6年度末までの間の任用前研修は、児童福祉司としての勤務経験が3年未満の者であっても、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者を受講対象とすることも差し支えないこと。
- (3) 後期課程の受講までに、筆記試験の合格が必要となること（試験はオンラインによる研修ツールを活用予定）。
- (4) 後期課程の受講までに、スーパーバイズの実践を実習として行い、レポートを作成・提出すること。
後期課程では、提出されたレポートに基づくスーパービジョンを実施し、レポートを更新・提出すること。

2. 研修フロー



令和3年度 指導教育担当児童福祉司（スーパーバイザー）の配置状況について（令和3年4月1日時点）

	配置員数
北海道	27
青森県	9
岩手県	3
宮城県	10
秋田県	4
山形県	5
福島県	12
茨城県	14
栃木県	10
群馬県	6
埼玉県	47
千葉県	43
東京都	55
神奈川県	16
新潟県	11
富山県	7
石川県	5
福井県	7
山梨県	3
長野県	14
岐阜県	15
静岡県	14
愛知県	34
三重県	5
滋賀県	9

	配置員数
京都府	9
大阪府	58
兵庫県	21
奈良県	7
和歌山県	5
鳥取県	5
島根県	11
岡山県	8
広島県	15
山口県	11
徳島県	4
香川県	8
愛媛県	8
高知県	8
福岡県	39
佐賀県	4
長崎県	12
熊本県	3
大分県	10
宮崎県	8
鹿児島県	8
沖縄県	13
札幌市	5
仙台市	3

	配置員数
さいたま市	8
千葉市	8
横浜市	36
川崎市	12
相模原市	11
新潟市	5
静岡市	1
浜松市	6
名古屋市	34
京都市	17
大阪市	25
堺市	10
神戸市	10
岡山市	4
広島市	8
北九州市	10
福岡市	11
熊本市	6
港区	4
世田谷区	6
江戸川区	3
横須賀市	5
金沢市	4
明石市	0
合計	919

※スーパーバイザー数については、所長・次長等が兼務している場合を除く

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

市区町村

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

子ども家庭総合支援拠点の概要

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第10条の2 **市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。**

○市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について（平成29年3月31日付 雇児発0331第49号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（抄）

1. 趣旨・目的

市区町村は、すべての子どもの権利を擁護するために、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、**子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。**このため、**市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）の設置に努めるものとする。**

4. 業務内容

市区町村（支援拠点）は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、**すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般**を行う。また、その支援に当たっては、子どもの自立を保障する観点から、**妊娠期（胎児期）から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努める。**さらに、（中略）**要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務**について強化を図る。

（1）子ども家庭支援全般に係る業務

- ① 実情の把握
- ② 情報の提供
- ③ 相談等への対応
- ④ 総合調整

（2）要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務

- ① 相談・通告の受付
- ② 受理会議（緊急受理会議）
- ③ 調査
- ④ アセスメント

⑤ 支援計画の作成等

- ⑥ 支援及び指導等
- ⑦ 児童記録票の作成
- ⑧ 支援の終結

（3）関係機関との連絡調整

- ① 要保護児童対策地域協議会の活用
- ② 児童相談所との連携、協働
- ③ 他関係機関、地域における各種協議会等との連携

（4）その他の必要な支援

5. 設置形態等

① 小規模型【小規模市・町村部】

- ア 小規模A型：児童人口概ね0.9万人未満（人口約5.6万人未満）
- イ 小規模B型：児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満（人口約5.6万人以上約11.3万人未満）
- ウ 小規模C型：児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満（人口約11.3万人以上約17万人未満）
- ② 中規模型【中規模市部】：児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満）
- ③ 大規模型【大規模市部】：児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上）

6. 職員配置等

- ①子ども家庭支援員 ②心理担当支援員 ③虐待対応専門員 ※その他、必要に応じて安全確認対応職員、事務処理対応職員等の職員を配置

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）

市区町村

都道府県

低

リスクの程度

高

子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）

○妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施

- ・妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- ・関係機関との連絡調整
- ・支援プランの策定

同一の担当機関が、2つの機能を担い一体的に支援を実施

※ただし、大規模市部等では、それぞれ別の担当機関が機能を担い、適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて支援を継続して実施

市区町村子ども家庭総合支援拠点

○子ども家庭支援全般に係る業務

- ・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整

○要支援児童及び要保護児童等への支援業務

- ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて市区町村が行う指導

○関係機関との連絡調整

支援拠点が調整機関の担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進

○その他の必要な支援

- ・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援 他

- ・実施主体は市区町村（業務の一部委託可）
- ・複数の市区町村による共同設置可

要保護児童対策地域協議会

○関係機関が情報を共有し、連携して対応

保健機関

医療機関

地域子育て支援拠点・児童館

保育所・幼稚園

利用者支援機関

学校・教育委員会

要保護児童対策調整機関

- ・責任をもって対応すべき支援機関を選定
→担当機関が中心となって支援方針・計画を作成
- ・支援の進行状況確認等を管理・評価
- ・関係機関間の調整、協力要請 等

役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を実施

児童相談所（一時保護所）

- 相談、養育環境等の調査、専門診断等（児童や家族への援助方針の検討・決定）
- 一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
- 市区町村援助（市区町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助） 等

民生委員・児童委員

民間団体

里親

乳児院

児童相談所

児童養護施設

弁護士会

児童心理治療施設

警察

障害児施設



市町村における虐待対応担当窓口の設置状況

＜平成31年4月1日時点＞

区 分	指定都市・児童 相談所設置市	市・区 (30万人以上)	市・区(10万人 ～30万人未満)	市・区 (10万人未満)	町	村	合 計
市町村数	23	63	200	529	743	183	1,741
児童福祉主管課	5	36	134	339	402	62	978
	21.7%	57.1%	67.0%	64.1%	54.1%	33.9%	56.2%
母子保健主管課	0	0	0	5	31	15	51
	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	4.2%	8.2%	2.9%
児童福祉・母子保健統合主管課	3	7	14	59	211	76	370
	13.0%	11.1%	7.0%	11.2%	28.4%	41.5%	21.3%
子育て世代包括支援センター	0	0	1	6	16	3	26
	0.0%	0.0%	0.5%	1.1%	2.2%	1.6%	1.5%
市区町村子ども家庭総合支援拠点	2	14	26	37	8	0	87
	8.7%	22.2%	13.0%	7.0%	1.1%	0.0%	5.0%
福祉事務所（家庭児童相談室）	6	5	15	56	4	1	8
	26.1%	7.9%	7.5%	10.6%	0.5%	0.5%	5.0%
保健センター	0	0	1	0	13	6	20
	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	1.7%	3.3%	1.1%
教育委員会	0	0	2	19	34	11	66
	0.0%	0.0%	1.0%	3.6%	4.6%	6.0%	3.8%
保健所	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
児童相談所	2	0	0	0	0	0	2
	8.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
障害福祉主管課	0	0	1	2	6	1	10
	0.0%	0.0%	0.5%	0.4%	0.8%	0.5%	0.6%
その他	5	1	6	6	18	8	44
	21.7%	1.6%	3.0%	1.1%	2.4%	4.4%	2.5%

（上段：市町村数、下段：該当区分での割合）

市町村における虐待対応担当窓口職員の配置状況

＜平成31年4月1日時点＞【単位：人】

区 分			指定都市・児童 相談所設置市	市・区（30万 人以上）	市・区 （10万人～30 万人未満）	市・区（10万 人未満）	町	村	合計
一定の専門資格を有する者	児童福祉司と同様の 資格を有する者	①児童福祉司と同様の資格を有する者 （児童福祉司たる資格を有する者） （②、③又は④に該当する者を除く。）	143	226	254	276	129	19	1,047
			9.1%	18.5%	15.1%	11.5%	6.2%	4.6%	11.2%
		②医師	2	2	5	9	11	2	31
			0.1%	0.2%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.3%
		③社会福祉士	224	243	305	264	142	22	1,200
			14.2%	19.9%	18.1%	11.0%	6.8%	5.3%	12.8%
	その他専門資格を 有する者	④精神保健福祉士	22	21	40	34	24	1	142
			1.4%	1.7%	2.4%	1.4%	1.2%	0.2%	1.5%
		小 計	391	492	604	583	306	44	2,420
		【児童福祉司と同様の資格を有する者】 （①～④の計）	24.8%	40.2%	35.8%	24.4%	14.7%	10.6%	25.8%
		⑤保健師・助産師・看護師 （①に該当する者を除く。）	586	176	217	332	562	167	2,040
				37.2%	14.4%	12.9%	13.9%	27.0%	40.1%
	⑥教員免許を有する者 （①に該当する者を除く。）		118	114	226	471	133	17	1,079
			7.5%	9.3%	13.4%	19.7%	6.4%	4.1%	11.5%
⑦保育士 （①に該当する者を除く。）	150		143	163	292	179	25	952	
	9.5%		11.7%	9.7%	12.2%	8.6%	6.0%	10.2%	
⑧児童指導員 （①に該当する者を除く。）	16	15	15	18	10	2	76		
		1.0%	1.2%	0.9%	0.8%	0.5%	0.5%	0.8%	
	小計	870	448	621	1,113	884	211	4,147	
	【その他専門資格を有する者】 （⑤～⑧の計）	55.2%	36.6%	36.8%	46.5%	42.5%	50.7%	44.3%	
	⑨①から⑧に該当しない社会福祉主事		102	105	136	139	60	15	557
		6.5%	8.6%	8.1%	5.8%	2.9%	3.6%	5.9%	
小計		1,363	1,045	1,361	1,835	1,250	270	7,124	
【一定の専門資格を有する者】 （①～⑨の計）		86.5%	85.4%	80.7%	76.7%	60.2%	64.9%	76.0%	
専門資格を 有しない者	⑩①から⑨に該当しない一般事務職		142	67	201	439	781	140	1,770
			9.0%	5.5%	11.9%	18.4%	37.6%	33.7%	18.9%
	⑪その他	70	112	124	117	47	6	476	
		4.4%	9.2%	7.4%	4.9%	2.3%	1.4%	5.1%	
合 計			1,575	1,224	1,686	2,391	2,078	416	9,370
			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1 市区町村あたりの平均配置人数			68.5人	19.4人	8.4人	4.5人	2.8人	2.3人	5.4人

児童福祉施設等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(1) 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万2千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
			14,401世帯	4,759世帯	6,019人			
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	11,853世帯	3,774世帯	4,621人		ホーム数	427か所
		専門里親	715世帯	171世帯	206人			
		養子縁組里親	5,619世帯	353世帯	384人		委託児童数	1,688人
		親族里親	610世帯	565世帯	808人			

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	145か所	612か所	53か所	58か所	217か所	217か所
定員	3,853人	30,782人	2,018人	3,445人	4,533世帯	1,409人
現員	2,472人	23,631人	1,321人	1,145人	3,266世帯 児童5,440人	718人
職員総数	5,453人	20,001人	1,560人	1,818人	2,102人	885人

(出典)
※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(令和3年3月末現在)
※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(令和2年10月1日現在)
※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(令和2年10月1日現在)
※自立援助ホームの定員、現員(令和3年3月31日現在)及び職員数(令和2年3月1日現在)は家庭福祉課調べ
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	2,073か所
地域小規模児童養護施設	494か所

里親制度の概要

- 里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分
 - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化
 - ・平成29年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務化

種類	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
対象児童	要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	11, 853世帯	715世帯	5, 619世帯	610世帯
委託里親数	3, 774世帯	171世帯	353世帯	565世帯
委託児童数	4, 621人	206人	384人	808人

※里親数・児童数は福祉行政報告例（令和3年3月末現在）

里親に支給される手当等

里親手当
（月額）

養育里親	90, 000円（2人目以降：90, 000円）
専門里親	141, 000円（2人目：141, 000円）

※令和2年度から2人目以降の手当額を増額

一般生活費（食費、被服費等。1人当たり月額）乳児 60, 390円、乳児以外 52, 370円

※令和3年度単価

その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等）

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の概要

1. 事業内容

小規模住居型児童養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

2. 法律上の根拠

児童福祉法第6条の3第8項

3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

4. 運営主体（事業者）

都道府県知事等が適當と認めた者

5. 職員配置について

養育者2名（配偶者）＋補助者1名、又は養育者1名＋補助者2名

※ 養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。

6. ホームへの入居

児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童の養育を委託

7. 補助根拠

児童福祉法第53条

8. 補助率

1／2（国1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1／2）

9. ホーム数、委託児童数

ホーム数：427か所、委託児童数：1,688人 ※福祉行政報告例（令和3年3月末現在）

乳 児 院 の 概 要

1. 目的

乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第37条）

＜対象児の具体例＞

- ・ 父母が死亡、行方不明となっている乳児
- ・ 父母が養育を放棄している乳児
- ・ 父母の疾病等により父母による養育が困難な乳児

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

寝室（乳幼児1人2.47㎡以上）、観察室（乳児1人1.65㎡以上）、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室、便所

※ 乳幼児が10人以上いる場合の基準。10人未満の場合は別途規定

4. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
145か所	3,853人	2,472人

（出典）福祉行政報告例（令和3年3月末現在）

5. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
医師又は嘱託医	必置	1人
看護師 保育士 児童指導員	(乳幼児10人以上の場合) 0～1歳児 1.6人につき1人 2歳児 2.0人につき1人 幼児（3歳以上） 4.0人につき1人 (乳幼児10人未満の場合) 7人（ただし、看護師は7人のうち1人以上）	(乳幼児10人以上の場合) 0～1歳児 1.3～1.6人につき1人 2歳児 2.0人につき1人 幼児（3歳以上） 3.0～4.0人につき1人 ※高機能化された生活単位 乳幼児0.8人につき1人 (乳幼児10人未満の場合) 7人（ただし、看護師は7人のうち1人以上）
個別対応職員	必置	1人
心理療法担当職員	必置（ただし心理療法を行う必要がある児童が10人以上いる場合に限る）	1～2人
家庭支援専門相談員	必置	1～3人
里親支援専門相談員	—	1～2人
栄養士	必置	1人
調理員	必置（ただし調理業務の全部を外部委託する場合、配置しないことが可能）	乳幼児10人未満の施設の場合1人 乳幼児10人以上30人未満の施設の場合4人（30人定員以降、定員が10人増加するたびに1人加配）
事務職員	—	1人

6. 主な職員の配置状況（加算部分）

	配置施設数 (施設数：143施設)	配置人数
心理療法担当職員	100施設 (69.9%)	127人
里親支援専門相談員	117施設 (81.8%)	124人
家庭支援専門相談員	141施設 (98.6%)	170人

(※)令和元年10月1日現在(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)

児童養護施設の概要

1. 目的

児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第41条）

＜対象児の具体例＞

- ・ 父母が死亡、行方不明となっている児童
- ・ 父母等から虐待を受けている児童
- ・ 父母が養育を放棄している児童

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、乳幼児のみは定員6人以下、1人3.3㎡以上、年齢に応じて男女別とする）、相談室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く）、医務室及び静養室（児童30人以上の場合）、職業指導に必要な設備（年齢、適性等に応じて設置）

4. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
612か所	30,782人	23,631人

（出典）福祉行政報告例（令和3年3月末現在）

5. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1 人
児童指導員 保育士	（本体施設） 0～1 歳児 1.6人につき1人 2 歳児 2.0人につき1人 幼児（3 歳以上） 4.0人につき1人 児童（小学生以上） 5.5人につき1人 （地域小規模児童養護施設等） —	（本体施設） 0～1 歳児 1.3～1.6人につき1人 2 歳児 2.0人につき1人 幼児（3 歳以上） 3.0～4.0人につき1人 児童（小学生以上） 4.0～5.5人につき1人 ※高機能化された生活単位 児童1人につき1人 （地域小規模児童養護施設等） 4～6 人
個別対応職員	必置	1 人
心理療法担当職員	必置（ただし心理療法を行う必要がある児童が10人以上いる場合に限る）	1～2 人
家庭支援専門相談員	必置	1～3 人
里親支援専門相談員	—	1～2 人
自立支援担当職員	—	1 人
職業指導員	必置（ただし実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る）	1 人
栄養士	必置（ただし40人以下の施設の場合、配置しないことが可能）	1 人
調理員	必置（ただし調理業務の全部を外部委託する場合、配置しないことが可能）	児童90人未満の施設の場合4人（90人定員以降、定員が30人増加するたびに1人加配）
看護師	0～1 歳児1.6人につき1人（ただし1人を下ることはできない）	同左

6. 主な職員の配置状況（加算部分）

	配置施設数（施設数：602施設）	配置人数
心理療法担当職員	538施設（89.4%）	769人
里親支援専門相談員	381施設（63.3%）	383人
職業指導員	92施設（15.3%）	92人

（※）令和元年10月1日現在（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ）

児童心理治療施設の概要

1. 目的

児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
(児童福祉法第43条の2) ※平成28年の児童福祉法改正により「情緒障害児短期治療施設」から名称変更

- ＜対象児の具体例＞ ・ 場面緘黙、チック、不登校、集団不適応、多動性障害や広汎性発達障害など
＜保護者を含めたケア＞ ・ 虐待を受けた児童、保護者及び家族全体を対象とした心理療法である家族療法を実施
※ 家族療法事業とは、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設け、児童とその家族に対し、面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家族訪問治療等を行うもの。

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、男女別とする）、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く。）

4. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
医師	必置	1人
心理療法担当職員	必置（児童10人につき1人）	児童7～10人につき1人
看護師	必置	1人
児童指導員、保育士	必置（児童4.5人につき1人）	児童3～4.5人につき1人
家庭支援専門相談員	必置	1～2人

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
53か所	2,018人	1,321人

児童自立支援施設の概要

1. 目的

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第44条）

＜対象児の具体例＞

・ 窃盗を行った児童、浮浪・家出等の問題のある児童、性非行を行った児童

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

- ・ 学科指導に関する設備は、学校教育法を準用
- ・ 児童養護施設の設備の規定を準用（乳幼児の居室に関する規定は除く。男女の居室は別。）

4. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
児童自立支援専門員 児童生活支援員	必置（児童4.5人につき1人）	児童3～4.5人につき1人
個別対応職員	必置	1人
家庭支援専門相談員	必置	1～2人
心理療法担当職員	必置（ただし、心理療法を行う必要がある児童が10人以上いる場合又は定員10人につき心理療法担当職員を1人配置する場合に限る）	1～2人又は児童10人につき1人
職業指導員	必置（ただし実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る）	1人
自立支援担当職員	—	1人

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
58か所	3,445人	1,145人

（※）家庭福祉課調べ（令和2年10月1日現在）

母子生活支援施設の概要

1. 目的

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第38条）

＜対象者の具体例＞

- ・経済的に困窮している女子、配偶者からの暴力を受けている女子

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所設置町村

3. 設備について

母子室（調理設備、浴室、便所、1世帯1室以上、30㎡以上）、集会、学習等を行う室、相談室、保育所に準ずる設備（付近の保育所等が利用できない場合）、静養室（乳幼児30人未満）、医務室及び静養室（乳幼児30人以上）

4. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
母子支援員	必置	10世帯未満 1人 10～19世帯 2人 20世帯以上 3人 ※40世帯以上の場合 1人加算（非常勤）
保育士	必置（ただし、保育所に準ずる設備がある場合に限る）	1乳幼児30人につき 1人（ただし1人を下ることはできない） ※保育機能強化加算 1人加算
少年指導員兼事務員	必置	10世帯以上 1～2人 20世帯以上 2～3人 30世帯以上 2～4人 ※40世帯以上の場合 1人加算（非常勤）
心理療法担当職員	必置（ただし、心理療法を行う必要がある母子が10人以上いる場合に限る）	1～2人
個別対応職員	必置（ただし、DV等により個別支援を必要とする母子がいる場合に限る）	1人

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所世帯	入所児童数
217か所	4,533世帯	3,266世帯	5,440人

（出典）福祉行政報告例（令和3年3月末現在）

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の概要

1. 目的

次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業。（児童福祉法第6条の3第1項）

- ・ 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であつて、措置解除者等（第27条第1項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。次号において同じ。）であるもの
- ・ 学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満20歳未満義務教育終了児童等であつたものに限る。）のうち、措置解除者等であるもの

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

入居者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）、入居者が日常生活を営む上で必要な設備、食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備

4. 職員配置について

指導員、管理者（指導員を兼ねることができる）、自立支援担当職員（加算職員）

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6人まで	7～9人	10～12人	13～15人	16～18人	19人以上
指導員数（補助員を含む）	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
217か所	1,409人	718人

（※）家庭福祉課調べ（施設数・定員：令和2年10月1日現在、入所者数：令和3年3月31日現在）

児童家庭支援センターの概要

1. 目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託を受けて保護者等への指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設（児童福祉法第44条の2第1項）

※平成9年の児童福祉法改正で制度化（平成10年4月1日施行）

2. 設置・運営主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、社会福祉法人等

3. 事業内容

- ・ 虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行う。
- ・ 子どもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

4. 職員配置について

児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

- ・ 相談・支援を担当する職員（2名）
- ・ 心理療法等を担当する職員（1名）

5. 施設数

※家庭福祉課調べ（各年10月1日現在）

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
か所数	1 0 4	1 0 9	1 1 9	1 2 2	1 2 7	1 3 9	1 5 0 *

* 設置主体（令和2年10月1日現在） 社会福祉法人：140か所 NPO法人等：10か所

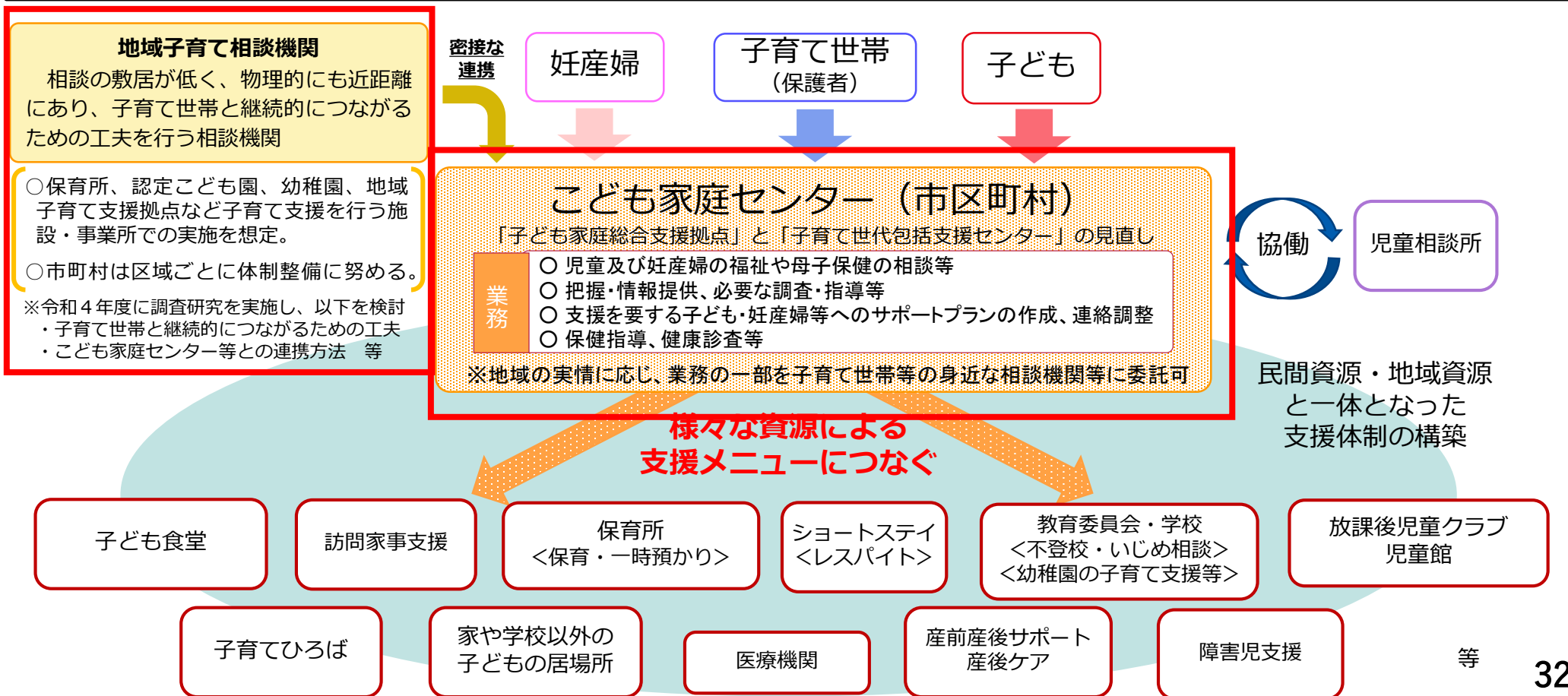
こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（１．①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



保育所について

1. 定義

- 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。（児童福祉法第39条）

2. 保育所の役割

- 保育所は、児童福祉法（昭和22 年法律第164 号）第39 条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。
- 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
- 保育所における保育士は、児童福祉法第18 条の4 の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

地域子育て支援拠点事業

令和3年度予算 1,691億円の内数 → 令和4年度予算 1,800億円の内数
(子ども・子育て支援交付金(内閣府)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

背景

- ・3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・男性の子育てへの関わりが少ない
- ・児童数の減少

課題

- ・子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- ・地域や必要な支援とつながらない



地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる
場を提供



○実施主体 市町村(特別区を含む)

○実施か所数の推移(単位:か所数)

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
7,259	7,431	7,578	7,735	7,856

○負担割合 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)

○主な補助単価(令和4年度予算)

【基本事業】一般型 8,398千円(5日型、常勤職員を配置の場合)
連携型 3,008千円(5～7日型の場合)
(注)開設日数、勤務形態により単価が異なる

【加算事業】子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等)
3,306千円(一般型(5日型)で実施した場合)
地域支援加算 1,518千円
特別支援対応加算 1,062千円
育児参加促進講習休日実施加算 400千円
(注)この他、出張ひろば等の事業内容により単価が異なる

【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円
(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

地域子育て支援拠点

○一般型 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

○連携型 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

4つの基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



○更なる展開として

- ・地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)
- ・地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

➤ 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

➤ NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、**地域の子育て力を向上**

幼保連携型認定こども園について

	主な内容
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事（公立）届出（私立）認可 大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	（公立）事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 （私立）設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 （公立）地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 （公立・私立）知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
設置基準	「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」を定める。 ※学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）について、より高い水準を引き継ぐことを基本的考え方として新たな基準を設定。（既存施設からの移行に関し、設備についての移行特例を設ける）
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を定める。 ※幼保連携型以外の類型の認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）についても、当該基準を踏まえて幼児期の学校教育・保育を行わなければならない。
配置職員	園長、保育教諭 ^(※) 、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則 （施行後10年間の経過措置あり。免許・資格の併有促進のための経過措置も実施）

その他

ひと、くらし、みらいのために

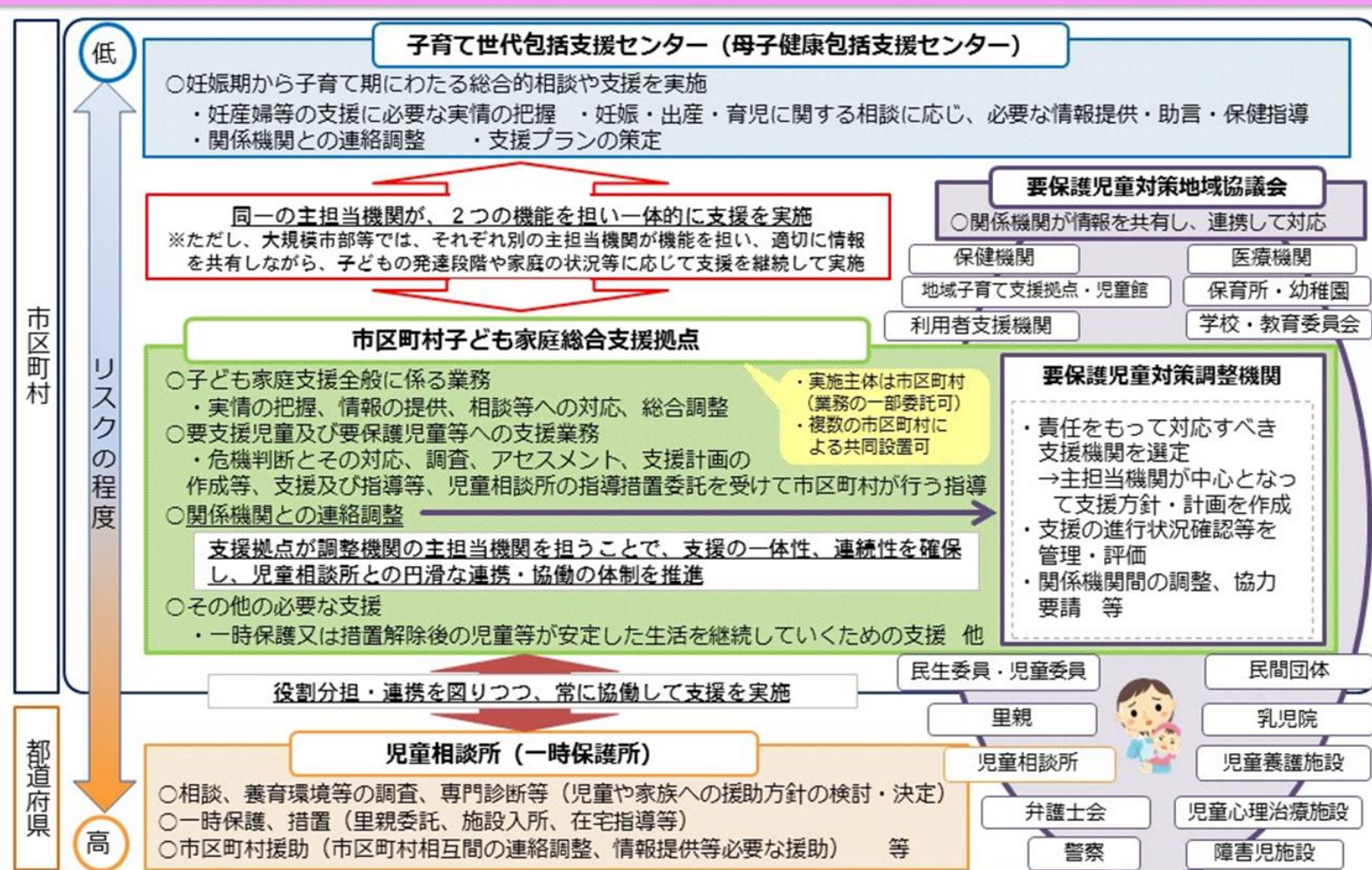


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(参考)子ども家庭福祉分野における相談、指導等について

支援対象者像ごとの支援体制について、具体的な機関等は下記の通り。

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭福祉の体制や実情に応じて検討すること。